



認定書

国住指第 346 号
平成 14 年 5 月 7 日

日本タイロッド工業株式会社
代表取締役 塩見 晴彦 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項の規定に基づき、同法第 37 条第二号の規定に適合するものであることを認める。

記

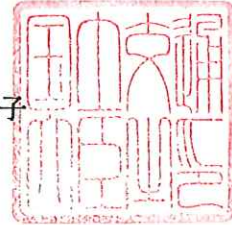
1. 認定番号
MTRN-9002
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称
NTR タイロッド
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容
別添の通り

指 定 書

国住指第 346-2 号
平成 14 年 5 月 7 日

日本タイロッド工業株式会社
代表取締役 塩見 晴彦 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の建築基準法第 37 条第二号の国土交通大臣の認定を受けた鋼材等に係る許容応力度等の基準強度について、平成 13 年国土交通省告示第 1024 号第三第四号の規定に基づき、下記の通り数値を指定する。

記

1. 認定番号

MTRN-9002

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

NTR タイロッド

3. 指定する数値

	NTR-3 のとき	NTR-4 のとき
(1) 基準強度	440 N/mm ²	518 N/mm ²